平成２６年（フ）第１４７号
埼玉県三郷市早稲田８丁目14番地８
債務者　株式会社フジエコライフ
代表者代表取締役　鷲澤　　晃
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
新潟県十日町市沖立2127番地
債務者　有限会社千手きのこ園
代表者代表取締役　柄澤　英夫
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後３時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
山梨県中央市山之神2950番地
債務者　ミタテ光学工業株式会社
代表者代表取締役　鶴田　　博
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前11時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
宮城県気仙沼市岩月寺沢214番３
債務者　有限会社福和運輸
代表者取締役　中村　三也
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前11時
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１３７５号
大阪府寝屋川市大成町32番１号
債務者　株式会社大和土建（旧商号ワイドワン株式会社）
代表者代表取締役　竹村　広信
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１４号
大阪市西区北堀江１丁目３―７　倉商ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市上田７丁目７番２号
債務者　株式会社ａｒｏｏｔ
代表者代表取締役　小島　　涼
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０号
埼玉県所沢市小手指町１丁目10番地１
債務者　有限会社旭管理サービス
代表者取締役　杉山　玲子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１０号
福岡県京都郡苅田町与原３丁目２番地３　ハーヴェストハイツ102
債務者　末松　孝浩
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
松江市竪町21番地
債務者　茅原　吉郎
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成26年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
香川県坂出市寿町２丁目６番18号
債務者　宮武加名子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝村　真也
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１３５９号
大阪府茨木市上中条１丁目４番15号
債務者　髙岡　賢弘
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　謙二
4　破産債権の届出期間　平成26年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６号
山梨県甲府市徳行５丁目９―18　ヴィラ徳行203号室、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町市部263番地１
債務者　鶴田　　博
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成26年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
徳島県阿波市吉野町西条字宮ノ前38番地１
債務者　水谷　義晴
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田芳志
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
盛岡市羽場14地割49番地２
債務者　佐藤　道子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３９号
千葉県富津市青木２丁目19番地１
債務者　伏見　敬一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部